

規約見本

榎町カラオケクラブ規約

(名称)

第1条 本会の名称は、榎町カラオケクラブと称する

(目的)

第2条 本会は、カラオケを通じ会員相互の親睦と歌唱力の向上を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、上記目的を達成するため月3回程度練習日を設定するものとする。会場は、榎町地域センターをメイン会場とし、場合により他の地域センターも使用するものとする

(会員)

第4条 会員は、本会の目的に賛同した者とする。なお、入会及び脱会は自由とする。

(会費)

第5条 会費は、講師への謝礼及び会場費とし、月額2,000円とする。